

地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十二年六月二十五日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 仙谷 由人

政令第百六十一号

地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）（附則第三条の二の規定に基づき、この政令を制定する。）

地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。
附則第十一条の二中、「平成二十二年六月三十日」を、「平成二十四年六月三十日」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 仙谷 由人
総務大臣 原口 一博
文部科学大臣臨時代理
国務大臣 玄葉光一郎